

短期課程コース提案書作成要領

令和 7 年度離職者等再就職訓練事業 短期課程コースに係る提案書は、下記内容に留意して作成してください。

- 別添 1 共通仕様書
- 別添 2 訓練実施体制に関する事項
- 別添 3 訓練日程等に関する事項
- 別添 4 就職支援業務に関する事項
- 別添 5 委託費の算定方法
- 別添 6 訓練科別仕様書
- 別添 7 コース種類別仕様書

1 提案における要件及び留意事項

提案は、次に掲げる事項に留意して作成してください。

(1) 訓練に係る基本事項

訓練は、職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項に基づき、青森県立職業能力開発校（以下「能開校」という。）が職業能力の開発及び向上について適切と認められる民間教育機関等に委託して実施する。

当該訓練を能開校の行う公共職業訓練とみなし、委託先の民間教育機関等は職業訓練、就職支援及びこれらの業務に付帯する業務を行うものとする。

(2) 訓練対象者

訓練の対象者は、次の要件を満たし公共職業安定所（以下「安定所」という。）を通じて訓練の受講申込を行い、県の職業能力開発校の選考に合格した者とする。

- ① 安定所に求職申込みを行っている者
- ② 安定所の受講指示、受講推薦、支援指示を受けた者

(3) 訓練コースの種類

① 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コースとする。

知識等習得コースのうち、育児等の両立のために訓練設定時間に配慮が必要な者を対象としたコースを「育児等の両立に配慮した再就職支援コース」（以下「育児等短時間コース」という。）、介護分野及び障害福祉分野の事業所における職場見学、

職場体験、職場実習を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを「介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例コース」（以下「職場見学等コース」という。）、DXスキル標準対応コース、デジタル資格コースのいずれか又は双方に対応したコース及びデジタル職場実習を盛り込んだ職業訓練コースを「デジタル分野の訓練に係る特例コース」（以下「デジタル訓練コース」という。）とする。

② 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）

民間教育機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行う職業訓練とする。

③ 実務に役立つ IT 活用力習得コース

単なる IT スキルの習得ではなく、幅広い産業・職種のすべてのビジネスパーソンが、今後、標準的に習得しておくことが期待される「IT を使いこなす力」を習得することを目的とする訓練コースとする。

④ 建設人材育成コース

建設機械の運転技能だけでなく、パソコンスキル等の知識・技能を習得し建設分野における多様な人材を育成するための訓練コースとする。

⑤ e ラーニングコース

育児等により外出が制限される者、居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域に居住する者、勤務時間がシフト制の労働者など不安定な就労状態にある在職者等で実施日時等が決められたコースの受講が困難な者等に対する、情報通信機器を活用した在宅による訓練コースとする。

また、「デジタル訓練コース」のうち、DXスキル標準対応コース、デジタル資格コースのいずれか又は双方に対応したコースすることが可能である。

（４） 訓練科名仕様書及び実施計画に定めている訓練科名（以下「訓練科名（仕様書）」という。）は、事業者が適切かつ訓練のイメージが付きやすい科名（以下「訓練科名（提案）」という。）の設定を可能とする。

「訓練科名（提案）」については、訓練を所管する県の職業能力開発校において、選考された事業者と協議し、決定することとする。

提案がない場合は、「訓練科名（仕様書）」を用いる。

（５） 委託業務の要件

各仕様書に規定する要件を満たすこと。

（６） 訓練受講料

受講料は無料とする。ただし、受講生本人の所有となるテキスト代等は、受講生本人の負担とし、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるように

配慮すること。

(7) 委託費

県は、別添5「委託費の算定方法」により算定した各種経費相当額を委託費として支払うものとする。

(8) 提案書における経費の積算

経費の積算は、上記(6)の訓練実施経費に係る受講生1人当たりの月額単価(外税)とし、訓練に必要な経費を積み上げるものとする。なお、受講生本人の所有となるテキスト代、制服や実習服、資格試験等の受験料等は受講生本人の負担とし、積算に含めないことに留意すること。

なお、託児サービス付加コースについては、託児施設利用料日額又は月額単価(外税)についても積算すること。

(9) 受講生募集案内(案) (様式10別添)

受講生募集案内(案)は、原則としてA4サイズ片面2枚以内に収めるものとし、写真、画像は、著作権や肖像権などの権利を侵害しないもののみ使用可能とする。

受講生募集案内(案)については、訓練を所管する県の職業能力開発校において、選考された事業者と協議し、編集したのち職業能力開発校にて募集活動に使用することとする。

